

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成16年7月12日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「下流の簡易水道の水質検査データのわかる文書 国庫補助申請書 国定公園法の適用条文のわかる文書 国定公園で工事をするために必要な申請書 工事決定に至る行政手続のわかる文書 土地の所有者との交渉経緯がわかる文書 砂防の必要性のわかる文書（適用条文）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成16年7月26日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「補助金交付申請書、自然公園法、特別区域（特別保護地区、海中公園地区）内工作物の新（改、増）築許可申請書、平成14年度版河川局所管補助事業事務提要、用地交渉経緯、用地交渉日誌及び砂防法」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、次の「（1）開示しないことと決定した部分」を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の「（2）開示しない理由」を付して、異議申立人に通知した。

##### （1） 開示しないことと決定した部分

- ア 特別区域（特別保護地区、海中公園地区）内工作物の新（改、増）築許可申請書における
  - ・対象地の字、地番
- イ 用地交渉経緯における
  - ・交渉の内容、公務員以外の役職、氏名及び関係者連絡先
- ウ 用地交渉日誌における
  - ・公務員以外の者の役職、氏名、住所及び電話番号
  - ・地権者が個人の場合における交渉場所のうち個人の勤務場所等の名称、役職、氏名、交渉の内容及び相続人図

- ・地権者が法人の場合における交渉の内容
- エ 下流の簡易水道の水質検査データのわかる文書

## (2) 開示しない理由

- ア 条例第7条第2号に該当
  - ・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- イ及びウ 条例第7条第2号、第3号又は第6号に該当
  - ・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
  - ・法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため
  - ・県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- エ 当該文書を作成、取得していないため

## 3 異議申立て

異議申立人は、平成16年8月5日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、用地交渉経緯及び用地交渉日誌における交渉の内容及び経緯（以下「本件不開示情報」という。）を不開示とした決定の取消しを求める異議申立てを行った。

なお、その他の不開示部分は、異議申立ての対象となっていない。

## 4 諮問

平成16年8月18日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

交渉の内容、経緯がわかればよい。その他の情報は一切必要ない。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。なお、異議申立人から意見書の提出及び口頭意見陳述はなかった。

納税主たる県民が、公費の支出額を決める交渉の経緯を見るのは当たり前である。すでに金額も決定しており、事業の遂行には開示しても関係ない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

### 1 本件行政文書について

砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部の人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的として行うものである。

本件、高見川支流四郷川砂防事業工事は、平成10年9月の台風7号及び平成11年8月の集中豪雨により発生した風倒木及び土砂の流出により、下流域に甚大な被害をもたらす恐れが生じたため、平成11年度から事業着手したものである。

用地交渉日誌は、用地事務処理要領第5条第2項に基づいて作成されるものであり、用地交渉の内容等を記録しておく書類である。記載項目は、路線名、工事名、工事箇所、交渉月日、交渉場所、相手側及び県側の出席者、交渉内容、次回予定期日及び摘要欄からなっている。また、交渉内容欄には、「相手側の要求主張や調査依頼等」、「県側の回答約束等」、「その他必要事項」を記載することになっている。

県が公共事業に伴う用地取得等を行う場合は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準及び同運用方針」に基づき、適正な補償を行うものであり、契約金額は、地権者の個別事情等を考慮しながら、交渉担当者がその専門的知識と経験を活かし交渉を行い、両者が合意に至るものである。

したがって、契約は地権者の信頼・協力関係を得て初めて成立するものであり、交渉内容や交渉結果は公表しないことを前提としている。

本件においても、同様に地権者との信頼・協力関係に基づいて、単価・契約金額については公表しないことを前提とし（売買金額は地権者の収入・財産の一部を成すものであることから、ほとんどの地権者はこのような情報は開示してほしくないと考えているのが実状である。）、地権者も信頼・協力関係に基づいて契約に応じたものである。

したがって、公表しないことを前提としている交渉内容や交渉結果、また単価・契約金額を事後に公表することにより、当事者間の信頼・協力関係が損なわれ、県に対する不信感を募らせることになり、継続中の本件事業の今後の円滑な用地交渉に支障が生じるおそれがある。

### 2 条例第7条第2号の該当性について

地権者が個人の場合において、用地交渉経緯及び用地交渉日誌における交渉の内容は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であり、また、条例第7条第2号ただし書には該当しないことは明らかであることから、条例第7条第2号に該当すると判断する。

### 3 条例第7条第3号の該当性について

用地交渉日誌は県が高見川支流四郷川砂防事業工事に際し、本件法人の土地を利用する必要があるため、特定の用地の取得等を目的として個別の権利者毎に用地交渉を行い、相手方の資産や権利関係などについて、個別具体的に資産譲渡などに係る内容について話し合った記録である。

これらの情報は本件法人の財産処分、収入等に関する情報であることから、法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当すると判断した。

#### 4 条例第7条第6号の該当性について

地権者が個人の場合において、用地交渉経緯及び用地交渉日誌における交渉の内容は、県が行う事業用地の取得の過程における情報のうち、特定の用地の取得等を目的として個別の権利者ごとに行われる用地交渉の記録であり「事務事業」に関する情報に該当する。

事業用地の取得に係る事務は、土地所有者との協議を積み重ねて進められるもので、交渉の内容は、相手方の資産や権利関係などについて、個別具体的に資産譲渡などに係る内容が話し合われるものであるため、土地所有者等との信頼関係、協力関係を得て初めて成立する事務であり、交渉内容や交渉結果は公表しないことを前提として実施している。

こうしたことから、交渉の内容を開示することにより、関係当事者間の信頼関係又は協力関係が損なわれ、それ以降における情報収集や相手方の理解協力を得ることが困難となり、また将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると判断し、不開示とした。

### 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

#### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

## 2 本件行政文書について

本件不開示情報は、四郷川砂防事業工事に伴う用地交渉日誌及び用地交渉経緯の内容である。このうち用地交渉日誌は、用地事務処理要領第5条第2項に基づいて作成されるものであり、交渉内容欄には、「相手側の要求主張」、「県側の回答約束」、「相手方の調査依頼」等を記載することになっている。また、用地交渉経緯は、用地交渉の概要を時系列に整理した文書である。

## 3 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、地権者が個人の場合における交渉の内容について、条例第7条第2号に該当するとしているので、以下検討する。

### (1) 条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等、個人に関する一切の情報をいうものである。

本件不開示情報のうち地権者が個人の場合における交渉の内容は、実施機関と相手方との用地買収等に係る交渉記録であり、相手方の氏名、住所、家族関係、買収等の価格、相手方の要求等が具体的に記載されている。

これらは、一体として個人情報形成しており、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

### (2) 条例第7条第2号ただし書について

本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号の不開示情報から除外することとしている。

地権者が個人の場合における交渉の内容は、その記載されている内容から見て、本号ただし書アからウまでに該当しないことは明らかである。

### (3) まとめ

したがって、地権者が個人の場合における交渉の内容は、条例第7条第2号に該当すると判断する。

#### 4 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報については、不開示とする旨規定している。

実施機関は、地権者が法人の場合における交渉の内容について、条例第7条第3号に該当するとしているので、以下検討する。

##### （1）条例第7条第3号アについて

地権者が法人の場合における交渉の内容は、実施機関と法人との用地買収等に係る交渉記録であり、法人の財産処分、収入等に関する情報が具体的に記載されている。これらは、法人が事業活動を行う上で重要な財産等の内部管理に関する情報であると認められる。

また、法人である地権者にとってみれば、公共事業に係る交渉といえども、私的な経済活動そのものであり、その内容を当事者以外に知られたくないと欲することは理解できるところである。

そうすると、これら一般的に公表することが予定されていない交渉の内容を、法人の意思と無関係に開示すれば、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

##### （2）条例第7条第3号ただし書について

当該情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でないことは明らかであるから、本号ただし書には該当しない。

##### （3）まとめ

したがって、地権者が法人の場合における交渉の内容は、条例第7条第3号に該当すると判断する。

## 5 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する情報については、不開示とすることを定めている。

実施機関は、本件不開示情報が本号に該当するとしているので、以下検討する。

### (1) 条例第7条第6号前段について

本件不開示情報は、高見川支流四郷川砂防事業工事に伴う用地交渉日誌及び用地交渉経緯の内容である。これらは、実施機関の事務又は事業に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に該当する。

### (2) 条例第7条第6号後段について

本件不開示情報である交渉の内容部分には、発言者の別とともに、用地交渉において話されたやり取りが個別具体的に記録されており、交渉の経過が詳細に把握できるものである。

実施機関は、本件不開示情報について、開示されることにより、相手方との信頼関係又は協力関係が損なわれ、それ以降における情報収集や相手方の理解協力を得ることが困難となり、また将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると主張する。

実施機関が主張するように、特定の用地の取得等を目的として個別の権利者ごとに行われる用地交渉は、地元に対する事業説明会とは異なり、相手方の資産や権利関係などについて、個別具体的に資産譲渡などに係る内容が話し合われるものである。そしてこれらは、相手方との協力、信頼関係に基づき、交渉内容や交渉結果を公表しないことを前提として行われるものである。

仮に、これらの情報を開示することとした場合、相手方が自己の財産等を開示されることをおそれて、交渉に応じないなどの事態が生ずることは十分に予想され、相手方との信頼関係、協力関係を損なうおそれがあるとともに、今後実施する用地交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

### (3) まとめ

したがって、これらの情報は、条例第7条第6号に該当すると判断する。

## 6 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。



## 審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成16年 8月18日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成16年10月27日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成17年 4月 6日 (第94回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成17年 6月 1日 (第96回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成17年 7月 7日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授（理科教育）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	帝塚山大学教授（行政法）	

(平成17年7月7日現在)